

中野区教育委員会会議録 平成19年第3回定例会

○開会日 平成19年3月16日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時39分

○閉 会 午前 10時51分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員長職務代理者	山 田 正 興
中野区教育委員会委員	大 塚 孝 子
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（9名）

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
教育改革担当課長	相 澤 明 郎
学校教育担当参事	大 沼 弘
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	村 木 誠
中央図書館長	倉 光 美穂子

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	吉 田 真 美

○会議録署名委員

委員長	飛鳥馬 健 次
委員	山 田 正 興

○議事日程

日程第1 中野区教育委員会委員長の選挙について
日程第2 第10号議案 中野区立学校の設置及び廃止について
第11号議案 中野区立学校設置条例の一部改正手続きについて
日程第3 中野区教育委員会委員長職務代理者の指定について

午前10時39分開会

飛鳥馬委員長

引き続きまして、教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、山田委員にお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程第1、中野区教育委員会委員長の選挙についてを上程いたします。

教育委員会の委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項で、1年と規定されております。私の委員長としての任期も3月27日をもって満了となります。そこで、この本日の定例会におきまして、次期委員長の選挙を行いたいと思います。選挙の方法につきましては、例年のとおり、中野区教育委員会会議規則第5条の規定に基づきまして指名推薦の方法により行いたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

それでは、異議がございませんので、指名推薦の方法により行いたいと思います。

委員の方から推薦がございましたら、発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

それでは、発言がないようですので、私の方から推薦をしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次期委員長に、ただいま委員長職務代理者の山田委員を推薦したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

それでは、異議ございませんということですので、山田委員を次期委員長に決定したいと思います。よろしくをお願いします。

ただいま、次期委員長に山田委員が決定したことに伴いまして、委員長の職務代理者が不在となります。次期委員長職務代理者の指定を行う必要が生じたので、ここで日程を追加しまして、日程第3、中野区教育委員会委員長職務代理者の指定について先議することには異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

それでは、異議がありませんので、日程第3、中野区教育委員会委員長職務代理者の指

定についてを上程いたします。

委員長職務代理の指定につきましては、中野区教育委員会会議規則第5条の規定に基づきまして、指名推薦の方法により行いたいと思います。

委員長職務代理の指定につきましては、次期委員長の山田委員にお願いしたいと思いますが、異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

異議がありませんので、それでは山田委員、推薦をお願いいたします。

山田委員

委員長職務代理者に、高木委員を推薦したいと思います。

飛鳥馬委員長

ただいま高木委員が推薦されましたけれども、高木委員を次期委員長職務代理者に指定することに異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

異議がございませんので、高木委員を次期委員長職務代理者に決定いたします。

それでは、日程第2に移ります。

日程第2、第10号議案及び第11号議案を一括して上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。教育改革担当課長、お願いします。

教育改革担当課長

それでは、第10号議案及び11号議案についてご説明させていただきます。

まず、第10号議案でございます。中野区立学校の設置及び廃止について、提案理由でございます。中野区立小中学校再編計画に基づく学校の統合を行うため、区立学校2校を新たに設置し、区立学校5校を廃止するというものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。

区立学校の設置でございますが、区立小学校を新たに1校設置いたします。名称は、中野区立、桃の花と書きまして桃花（とうか）小学校で、学校の位置でございますが、現在の桃園第三小学校の位置、東京都中野区中央五丁目43番1号に設置いたします。設置年月日は、平成20年4月1日でございます。

次に、区立中学校を1校設置いたします。名称は、中野区立、緑という字に野原の野と書きます、緑野（みどりの）中学校で、学校の位置は、現在の第十一中学校の位置、中野区丸山一丁目1番19号に設置いたします。設置年月日は、平成20年4月1日でございます。

続きまして区立学校の廃止でございますが、小学校につきましては、現在の中野区立桃園第三小学校、中野区立仲町小学校、中野区立桃丘小学校の3校を廃止いたします。廃止

年月日は、平成 20 年 3 月 31 日でございます。

中学校につきましては、中野区立第六中学校、中野区立第十一中学校の 2 校を廃止いたします。廃止年月日は、同じく平成 20 年 3 月 31 日でございます。

続きまして、第 11 号議案でございます。

議案をごらんいただきたいと思います。中野区立学校設置条例の一部改正手続を区長あて依頼するものでございます。提案の理由でございますが、中野区立小中学校再編計画に基づく学校の統合に伴う規定を改めるという内容のものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。

条例の改正条文がここに書いてございますが、この内容につきましては、別紙の新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表の右側は現行の条例、左側は改正案でございます。現在、中野区立学校設置条例の中で、学校教育法第 1 条で定める小学校及び中学校を別表のとおり設置すると規定してございます。この規定を受けまして、別表 1 に小学校、別表 2 に中学校の名称及び位置をしてございますが、別表 1 の小学校のうち、アンダーラインで示してございます中野区立桃園第三小学校、同じく中野区立仲町小学校、中野区立桃丘小学校の項を削り、同表に新たに設置する左の欄をごらんいただきたいと思います。中野区立桃花小学校を加えるというものでございます。位置は、先ほどと同じように、現在の桃園第三小学校の位置、中野区中央五丁目 43 番の 1 に設置するという改正でございます。

続きまして、中学校でございます。別表 2 の中学校のうち、アンダーラインで示してございます中野区立第六中学校、中野区立第十一中学校の項を削り、同表に新たに設置する中野区立緑野中学校を加えるというものでございます。位置は、現在の第十一中学校の位置、中野区丸山一丁目 1 番 19 号に設置するという改正でございます。

また、附則で、この条例は平成 20 年 4 月 1 日から施行するというふうに定めてございます。

議案についての説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

高木委員

条例改正を教育委員会で決めた後のプロセスというのは、どういうふうになるのでしょうか。

教育改革担当課長

中野区長あて、条例の改正手続を教育委員会事務局のほうから区長部局のほうに依頼をする。それに基づきまして、区長のほうで条例の改正案をつくりまして、予定では次回の区議会の第 2 回定例会に議案として提案をしていただくというような予定になってござい

ます。

山田委員

中野区立学校設置条例でございますけれども、新校につきましては小学校の一番最後、中学校については一番最後というふうな記載がありますけれども、今後も学校の統廃合を進めるに当たっては、新校については後に記載をされていくということになるのでしょうか。

教育改革担当課長

学校の統合につきましては、その統合の対象校となる学校をいずれも廃止して新たな学校を設置するという事で、学校再編計画で定めてございます。そういうような意味もございまして、現在ある小学校の項を削除して新たにその学校を加えるというような、この条例の改正のやり方でやっていくということでございます。

表の、それぞれの小学校、中学校の後に加えるということでございます。

飛鳥馬委員長

よろしいですか。繰り上がっていくということですね。並ぶ順番は、そういうことになるということですか。

ほかはどうでしょうか。

大塚委員

そうすると、廃止になった学校の横の改正案のところは空欄が1行入るんですか。それとも、詰まっていくんですか。

教育改革担当課長

これは新旧対照表を見やすくするために空欄にしてありますが、実際にはここは詰まるということでございます。

飛鳥馬委員長

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

それでは、質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、採決に移りたいと思います。

第10号議案及び第11号議案を一括して挙手の方法により採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ただいま上程中の第10号議案及び第11号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

以上で本日の日程を終了いたします。

ここで、傍聴者の皆様にお知らせをいたします。来週3月23日は休会となります。ですから、次回は3月30日になります。次回は3月30日でございますので、お間違えのないようお願いをいたします。

これもちまして、教育委員会第3回定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前10時51分閉会